

所得税の確定申告・市県民税の申告

申告はお早めに！

**早めの準備で申告は忘れずに！！
申告相談の後半は混み合います。**

◆所得税、消費税、贈与税等(税務署職員が対応します)

会場名	会場名	日程	受付時間
中央会場	市役所本庁1階 くにびき大ホール	2月16日(月)～3月16日(月) ※土、日曜日を除く	9時～16時

◆市県民税(市役所職員が対応します) 会場ごとで日程が異なりますので、ご注意ください。

会場名	会場名	日程	受付時間
中央会場	市役所本庁1階 くにびき大ホール	2月16日(月)～3月16日(月) ※土、日曜日を除く	9時～16時
平田会場	市役所平田支所 中庁舎1階	2月10日(火)～3月16日(月) ※土、日、祝日を除く	
佐田会場	市役所佐田支所 3階会議室	2月16日(月)～2月25日(水) ※土、日曜日を除く	9時～12時 13時～16時
多伎会場	市役所多伎支所 2階講習室	2月26日(木)～3月4日(水) ※土、日曜日を除く	
湖陵会場	湖陵コミュニティセンター 1階研修室	3月5日(木)～3月16日(月) ※土、日曜日を除く	
大社会場	大社文化プレイスうらら館 会議室	2月10日(火)～3月13日(金) ※土、日、祝日、月曜日を除く	
斐川会場	斐川文化会館 2階第1研修室	2月9日(月)～3月16日(月) ※土、日、祝日を除く	

※申告期間中は本庁市民税課・各支所窓口では申告相談を行いません。

※お住まいの地区の会場に来場できないときは、他の地区の会場へお越しください。

※詳しい日程や受付時間等は、この広報いずも2月号と一緒に配布しています「市税だより」や市のホームページでご確認ください。

申告に必要なもの

- ◇営業等、農業、不動産所得がある方は収入と経費がわかるもの
(領収書、帳簿、通帳、農業収支計算明細書、固定資産税課税明細書など)
- ◇給与収入、公的年金収入がある方は源泉徴収票(原本)
- ◇生命保険料や地震保険料の控除証明書
- ◇身体障がい者手帳や療育手帳など
- ◇医療費控除の申告をする方は領収書と医療保険や生命保険等で補てんされる金額がわかるもの(事前を受診された方ごとに集計しておいてください)
- ◇印鑑(スタンプ印は不可)
- ◇預金通帳など、申告者名義の口座のわかるもの(所得税の還付申告の場合)
- ◇社会保険料(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など)の証明書または領収書など
- ◇事前に申告書が届いている方は会場へお持ちください。

注) 支払通知書等では申告できません。
必ず源泉徴収票をご用意ください。

●おたすね / 市民税課 ☎21-6770

出雲税務署からのお知らせ

イータックス

申告会場に出かけなくても **e-Tax** または **郵送等** で！！

確定申告期間中の申告会場は混雑が予想されます。
申告書はご自分で作成され、「**国税電子申告・納税システム (e-Tax)**」
または **郵送等** で提出されることをお勧めします。

- ◇ 国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」を利用すれば、所得税及び復興特別所得税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができます。
なお、**24時間**ご利用いただけます。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

- ◇ **e-Tax** を利用すれば、自宅やオフィスからインターネットを利用して国税に関する各種手続きができます。
なお、3月16日(月)までは**24時間**ご利用いただけます。

e-Tax ホームページ www.e-tax.nta.go.jp

《※ご利用にあたっては、事前に手続・準備が必要です。》

- ◇ 提出前に、『**もう一度チェック!!**』
計算誤り（収入の合算漏れなど）や所得控除（配偶者控除、扶養控除など）の適用誤りなどで、
税務署から、**後日、申告内容の見直しや訂正をお願いするケース**があります。
申告書等は、ご自身で記載内容を確認したうえで提出してください。

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください



復興特別所得税の創設に伴い、平成25年から平成49年までの各年分の確定申告は、所得税及び復興特別所得税を併せて申告・納付することになります。
なお、給与所得者の方は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる給与等から所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されることになります。

詳しくは で

● 所得税申告に関するおたすね 出雲税務署 ☎ 21-0440

- ◇ 「確定申告に関するご相談」は、「0」を選択。
⇒「確定申告テレフォンセンター」へつながります。
- ◇ 税務署からの照会やおたすね、または職員にご相談の方は、「2」を選択。
⇒「税務署」へつながります。

税理士による確定申告無料相談等のお知らせ

中国税理士会出雲支部では、各会員税理士の事務所で確定申告に関する相談及び確定申告書の作成等を無料で行います。

- ◆ 相談期間等 1月26日(月)～2月13日(金) 9時～16時まで(ただし、土・日、祝日は除く)
- ◆ 対象税理士 相談を受け付ける税理士の名簿は、出雲税務署並びに市役所及び各支所の窓口には設置していますので、事前に確認してください。
- ◆ 相談内容 年金及び給与収入に関する相談及び確定申告書の作成に限る。
- ◆ 報酬 無料
- ◆ 事前予約 事前に相談等を希望する税理士事務所に、電話等で予約が必要
おたすね 中国税理士会出雲支部(☎21-5217)、出雲税務署(☎21-0474)